

たというよりな場合の第三者の、一般需業者の利益の擁護という観点を考慮しまして、こういふような場合には商標権を審判によつて取り消すということができるといふ道、弊害防止の保障を今回規定したわけでございます。

第五の改正点は、登録料の値上げの問題でございます。これは新法案の四十条に規定してございまして、現在権利として設定登録の際の五千円、更新登録の際の八千円という金額については、今般経済事情の變化等を考慮しましてこれを八千円と一万五千円に改訂しようというわけでございます。

それから改正の第六点でございますが、不使用取り消し制度を強化するといふ点、これは新法案の五十条でございます。商標権として登録になりましたものが使用されていない場合が多いといふことは、この制度本来の姿ではないわけでございます。現行法では登録後一年間使用しない、あるいは登録後一たん使用しても、後に三年間使用を中止したといふような場合には、商標の登録は審判でもってこれを取り消すといふような規定を設けておるわけでございますが、実際の運用はこれは非常にむずかしいのでございまして、言いかえればその不使用取消審判請求と同時に商標の使用をやりますといふことによつて、この審判によつての商標の取り消しができないという結果になるという点と、もう一つは不使用といふことの証明、立証が実際には非常に困難であるといふような関係で、従来現行法上の規定といふものは事実上ほとんど活用になっていないといふわけでございます。今回はこの点

を改正しまして、不使用取消審判請求の時期において不使用であれば、その審判請求後において使用をやりますという場合にも、これはやはり不使用という事実が揃っているといふふうに考へるといふ点が第一、それから第二は商標権者がその営業所または住所でその商標の使用をやつていない場合は、これは全国を通じてその商標の使用がないものと推定するといふ規定を設けたわけでございます。それからこれは小さな点でございますが、現行法では登録後一年間不使用となつては、いろいろ営業の準備等の関係もありまして、これは実情に合わないといふふうな理由で、今回はこれを中止の場合と同様にこの期間を改正しまして三年間といふふうに規定したわけでございます。

それから次に改正の第七点でございますが、防護標章制度といふものを新規に設けた問題でございます。これは新法案の第六十四条ないし第六十八条の規定でございます。商標権の効力の範囲といふものは、言ひまでもなく同一または類似の商品といふことに限定されておるわけでございます。これは一般の商標については十分でございますけれども、著名な商標については、そういうふうな範囲ではこれは十分でない。そういうわけでは経済界の実情等からしまして、今度は著名な商標につきましては、こういう新規な防護標章制度といふものを設けて、この著名商標につきましての保護の強化を考えたわけでございます。防護標章について例として申しますと、ここに書いてございまして、甲がAという商標のある商品について登録を受けて

いる。そうすると乙という人間が同じAという商標を別の商品に用いたといふような場合に、この場合の商品が相互に非類似であるといふふうな場合には、その乙の行為といふものは甲の商標権の侵害にはならないわけでございます。しかしこの当該商標が非常に著名な場合には、一般需業者の方から申しますれば、これが同一の出所、言いかえると、この商標権者として甲の商品であるかのように誤解を招く場合が非常に多いわけでございます。そういうふうな場合には、結果として甲の信用が傷つけられるといふような場合がございまして、そういう場合に限りまして防護標章制度を設けよう、こういうわけでございます。

それから第八の改正点は団体標章制度をこの際やめたことでございます。現行法では地域的あるいは業務上密接な関係がある業者が協同して同一の商標を使用することができると。そういうふうな制度を認めているわけでございます。信州みそといふような商標をその信州地方の同じ業者が組合をなつて、そうしてその同一商標をみんなでもって使うといふような制度でございます。しかしながら先刻申しましたように改正の第四の問題としまして商標の使用の許諾の制度を新たに認めるという結果、こういう団体標章制度といふような手続も繁雑であり、また料金も相当違ふといふようなめんどろな制度を続けていく実益といふものはなくなつたわけでございます。そういう理由で団体標章制度をこの際はこれを廃止しようと考えております。

このほか権利範囲の確定審判の問題でございます。権利侵害に関する規定、あるいは審判の一審制、そういった点につきましては、これは特許法案と同様でございますから省略いたします。

それから次に、商標法施行法案の要綱につきまして簡単に御説明申し上げます。この商標法の施行の期日でございますが、これは昭和三十五年四月一日からの施行を予定しております。提案理由の説明でも申しましたように、普通は施行規則、こういうふうな経過規定といふものは当該法案の付則でもって定めるのが通常でございますけれども、商標法の場合には特許法の場合と同様に権利関係の経過規定は非常に複雑でございますので、別個の法案として、商標法施行法案といふものを提案した次第でございます。

この内容は今申しました施行期日の問題と、それから次に現行法によつて発生した商標権等の扱ひ方をどうするかといふ点でございますが、これは新法の規定中に、現行法の権利と同じ性質の権利について規定が設けられておるといふような場合には、新法による権利とこれをみなす、としたわけでございます。

次に、特許法等の施行に伴う関係法令の整理に関する法律案要綱が御手元にお配りしてございまして、この法律案は提案理由の場合にも御説明申しましたように、特許法案、実用新案法案、意匠法案、商標法案といふものが可決になりました施行になります場合に、その関係法令の改正について規定したわけでございます。すなわち弁理士法でございますとか、あるいは登録税法でございますとか、そういうふうな工業所有権法以外の法令におきまして、こういう工業所有権に関する法律の条文とか制度を援用しておる場合が多いわけでございます。これは特許法、実用新案法、意匠法、商標法に共通した関連した問題でございますので、一括しまして、そういう関係法令の整理に関する法律案といふものを別個に提案したわけでございます。

で、この内容は詳しくは申しませんが、条文の改正、すなわち従来法律と今度の新法案で同じ内容につきましても条文が變つていくといふような場合にはその条文の改正、該当条文の撤

字にこれを直すという点が第一でございます。

それから次に、現行規定の失効に伴う経過規定でございます。それから次に、用語の修正でございます。従来は「実施権」といふものは一本でございまして、「専用実施権」「通常実施権」といふような区別はなかつたわけでございます。従来は関係法令中に特許権等の「実施権」といふことになつておるわけでございます。これを「専用実施権又は通常実施権」といふふうに変更すかというふうな、そういう用語の修正でございます。

それから一番最後は、商標権の質権の設定の問題あるいは商標権につきましての使用権の設定、そういうようなことが今度新規に認められました結果、こういう問題に関連しまして登録商標法中の該当の条文を改正を加えるということ、それから特許につきましては従来あつた取消制度というものがなくなりましたので、この事柄、こういう問題に関連して独禁法中の該当条文を削る、そういう改正でございます。

それから最後に、特許法等の一部を改正する法律案の内容について申し上げたいと存じます。これは特許料あるいは登録料を現行の二倍にこの際引き上げるといふ問題が特許法案、商標法案中規定が設けられておるわけでございます。で新法が公布になりましたから施行になりますまで相当な期間が準備の期間が設けられるわけでありまして、それで他方特許料等につきましては、あらかじめ数年分を前納するといふことが制度上認められておるわけでございますので、そういうふうな点を

この際考慮しまして、今回現行法としましての特許法等の料金に関する部分だけを改訂しまして、そうして来年新法施行と同時に現行法から新法への移行を円滑にしよという、これは趣旨でございます。これは方法としましては新法の料金に関する部分だけを公布と同時に施行するというような方法も考え得るわけでございますけれども、今回は大きな法律の大改正というその結果としまして、新法の特許権、特許権者というものの実態が現行法の特許権、特許権者というものの実態と相当變つて参ります。そういう関係上新法の料金に関する部分だけを公布と同時に実施をするというところは、法律技術的にきわめてむづかしいということに相なりまして、やむを得ずこういうふうな現行法中の料金に関する部分の改正という法案を別個に提出したような次第でございます。

なお、提案理由の場合に御説明を申しましたように、これは料金改正ということをする法案ではございませんが、特許法等の関係法律の改正ということに実体的にも関連しましたケースでございますので、例外的場合としてまして、衆議院先議でなく、参議院の先議ということ、国会の方で御方針が決定になった問題でございます。以上簡単にございまして、内容の概略を申し上げた次第でございます。

○委員長(田畑金光君) これより前回は引き続き質疑を行います。
○小幡治和君 今商標法案について、いろいろ詳しい御説明を伺つたので、ここで今度新たに設けた商標法、初めは要するに出所への信頼という見地からのものを、今度は財産権にして

しまつて、その売買ができるということにしてしまつたのですが、商標というものは第一条にあるように、「業務上の信用の維持を図り」という、要するに「業務上の信用」というのが一番大きな商標の観点だと思ふ。それを造った業者にだんだんそれを使わせる、売買ということが財産権としてできるということになりました。そこで非常な公衆の信頼に混乱が起る、それを防護する方法というものを、それが今度の法律でどういふふうにしておるかという、今何つたところでは、それを日刊新聞に公告するという内容でございます。まずその日刊新聞に公告する内容というものは、一体今言つた第一条の目的に沿うように、内容というものを、これだけの内容を公告しなればならぬというふうなものはきめてあるのかどうか、まずその点伺ひます。

○政府委員(井上尙一君) これは、商標権は、その商品に指定した権利ということになつておるわけでございますので、この日刊新聞紙等に公告します場合には、権利者の移動と、そうして商品につきましても、当該権利者がこの商標というものが使用しているという商標とすることが公告の内容になるかと存じます。

○小幡治和君 そうすると、そのあとであなたが説明された、要するにその物の品質というものが非常に悪い、また悪くなった、そういう場合に、商標の元所有者——元というものは、元の所有者と、それを譲り受けた所有者の品質の差異というものが非常にひどくなつてきましたという場合に、これを取り消すことができるということをおつ

しやつたのですが、その取り消しというものはだれが申請してやるのか、それは元の所有者がやるのか、あるいは官庁がやるのか、あるいは一般大衆もやり得るのか、その点はどうか。

○政府委員(井上尙一君) 取り消すことができません。使用権だけの場合でございます。権利の移動のあつた場合にはこれは考へておりません。で、その使用権者の品質が低下しまして、需要者に品質の誤謬という結果を生じましたような場合には、これはだれでも商標権の取り消しの審判を請求することができるといふことになつております。

○小幡治和君 そうするとAという業者が一つの商標というものを持つて、非常な民衆の信頼というものを博しておつた。そのAの業者がBという業者に商標を譲り渡したと認めたと、そのBという業者は同じ商標で非常に質の悪いものをやり出したというときに、公衆の信頼度というが、第一条に「業務上の信用の維持を図り」といふ、そういう目的を維持するの、いかなる救済方法というものが考へられるか。

○政府委員(井上尙一君) 商標権というものは、言ひまでもなく長年権利者によつて築いて参りました信用の結晶と申しますか、そういう大きな財産でございます。その場合には、新権利者として、その商標権による信用の移譲ということには当然十分新権利者の注意というものは期待ができるわけでございます。そういう場合に、新権利者がもし品質を低下するといふような場

合には、新権利者自身の信用が大きくなることにありますので、そういう事業者としましての本能的な信用維持の努力というものが期待することでは、十分ではないかと思つてござい

○小幡治和君 どうもそこは私と逆なので、他人の作つた商標を高い金を出して買ひ取るというふうなことは、要するに自分の商品というものに自信がないから他人の、民衆に対する信用のある商標というものを買ひ取つて、そして自分もそれで質は悪くてもその商標によつてある程度ごまかして商売していこうというふうな場合も相当あり得ると思つたので、そういう場合は要するにその商標と同じだけの品質を保持するつもりとあなたは言われるけれども、むしろそうじゃなく品質の悪いものを商標でごまかして売つていくというふうなことになると思つたので、そういうものを日刊新聞に、譲渡するとき

にこれこれのこういふ品質のもので、元の所有者のものと違つたのか。ただそういうことがはつきりするの、ただそういうことで譲渡の公告だけをやるということにしますと、国民として、公衆として非常にその商標に対する、第一条に「業務上の信用の維持」といふものが混乱してくる。その混乱というものを、今度の改正ではじゅうりんとして、そうしてただ財産権というものの方に重点をおいて、商標権の売買というものを行なつたということになるのだが、公衆としては、これでは非常に商標についての信頼性というものを失ふことになるので、それじゃそれをお役所としていかに守つていくかという

ことに對する配慮というものが足

章に入れるものと大体二、三のサンプルをいへん出してもらえませんか、僕はどうも頭が……。先ほど長官の御説明で酒と酢の話があったのですが、酒と酢はどちらも液体だし飲料だし、連合と防護の両方の関係から言えば、どうも類似のようならに解釈してもいいように思うのですが、それがどういふ思想でなっているのか、ちよつと私わからぬのですが、また醬油と酢はいいのか、ジュースはどうなのか、なかなかむずかしいでしょう、液体だけでも、液体と固体はいかぬとか、また用途が全然違ふならいけないとか、そういうのを一つお願いしたい。

もう一つは、過日長官から、特許庁の人々が欧米の主要各国の特許のいろいろな行政の進め方について特に調査に派遣したことがあるかという質問に対して、若干あるようなお話でありましたが、おそらくその出張報告書は長官なり大臣のところに出していると思えますが、それをなまで出していただく必要はありませんが、どういふ係官がこの特許組織なり制度を見てきて、こういうことがあつたとか、大体の、今の視察して来られた内容のほほわかる程度のもを出していただけないものですか。そうすると、欧米各国の進んだ特許制度というものを特許庁がどの程度吸収しておられるか判断できると思いますから、一つそういう意味で出していただきたいと思えます。

○政府委員(井上尚一君) 御要求の資料は近日中に提出したいと思えます。
○委員長(田畑金光君) じゃ一時まで休憩いたします。
午後零時十七分休憩

午後一時五十三分開会
○理事(島清君) これより商工委員会を開会いたします。

工場立地の調査等に関する法律案を議題といたします。
これより質疑を行います。順次、御発言をお願いします。

○大竹平八郎君 少しく御質問申し上げます。他の委員から質問がございまして重複した点がございまして、たつきわめて簡明に御答弁願えればけっこうだと思ひます。

まず第一に伺いたいのであります。三十三年度において五十六地区について都道府県に委託をして調査を行つた。それから三十四年度においては前年度に引き続いて六十地区について調査を行つた。この調査の内容によつて非常に面積というものが違つてくる。大阪府の堺地区ですか、これあたりは入幡製鉄所が大体予定されておる。大体百万坪を要する。それから近畿でさらに有力なところといたしまして橋州方面をやつておるようですが、いずれも大企業を中心と考えておられるように見受けるのであります。この点がどういふことになつておるのか。それから大体坪数といふことは、まだたしか坪といふことは言つていいのだと思ひますが、大体どのくらい程度以上を目標にして、そういう調査をやつておられるのか、その点を伺ひたい。

○政府委員(松尾金藏君) 本年度今お話のございました五十六地区について調査をいたしておるのであります。これは申し上げるまでもないと思ひますが、

すが、やはり工場立地の適地を探して非常に困難をいたしますのは、やはり広い面積の工場敷地を求める立場、従つてまたほかのそれに関連するたとえば水の問題でありますとか、輸送の問題でありますとか、それがいよいよ大きな単位にのぼる場合について特に工場適地を探すのに骨が折れると思ひます。従つて今回の五十六地区の調査につきましては、この五十六地区内にさらに工場がある一かたまりの土地として自分の敷地を求める際のいわゆる団地というものがこの中にあるわけでございます。その団地の大きさが今お話のありました点であろうと思ひます。大体本年度五十六地区内に総数で六百数十の団地が中に含まれております。従つてこれを平均的に見ますと、大体五千坪から一万坪くらいまでの団地のものが比較的多く、五千坪以下の団地のものは割合に少いというようになつておる。しかし、もちろんそのような比較的大きな団地を中心とする調査をやりますとも、それに相関連するような中以下の工業もその地区にとつては当然必要でございます。その点がございまして、それらも合せて調査をするというのが現状でございます。

○大竹平八郎君 これは一つの例であります。先ほど申し上げました大阪府の堺市を中心として今いろいろ立てられておるのではありませんか、この計画等について何かおそれる資料がございましたら、一つお答え願ひたいと思ひます。

○政府委員(松尾金藏君) 今お話のございました堺地区は実は本年度の五十六地区にはまだ入つておりません。来年度の六十地区の中にはおそらく入ることになるだらうと思ひます。現状ではまだそういうものの資料は整備しておりません。

○大竹平八郎君 橋州地区はどうですか。

○政府委員(松尾金藏君) 橋州地区は本年度の五十六地区に入つておりません。ここで概要を御説明してもよろしいのでございますが、別途資料でお手元にお届けした方がよいのではないかと思ひます。

○大竹平八郎君 資料でけっこうです。それから従来経済企画庁の中に関係各省で構成しております鉄工業地帯整備協議会というのがあるのであります。これは主として従来はそういう方面の仕事をやつてきたのであります。が、それと今度の案との有機的結びつきといふ点、そういう点はどうか。

○政府委員(松尾金藏君) 鉄工業地帯整備協議会は今お話のございましたように経済企画庁を中心といたしまして関係各省の連絡機関の役割を持つております。その内容につきましては、主として鉄工業地帯整備に必要な公共事業費の重点的の確保をはかることによりまして、鉄工業地帯整備のための産業道路でありますとか、港湾整備でありますとか、そういうことの公共事業費の重点的の確保によつて鉄工業地帯の整備をはかうというのであります。ただそのような協議会で各省と連絡をいたします際に、工場側から見ると、どのような、いわゆる地帯整備の要求があるか、今申しましたように産業道路なり、港湾整備あるいは水、その他につきましてどういふ工場側から

の整備の要求があるかという点がまず問題になると思ひます。そのようないふ要求を十分確定と申しますか、はつきりいたしましたために、まず調査が必要になつてくるわけでありませぬ。従来もすでに私どもの方で、ある程度あるいはまた相当程度そのようないふ調査もしながら、この整備協議会に公共事業費によつて行われる産業関連施設等の整備の重点確保を要求して参りました。本年度から新たに五十六地区の調査をいたしました。この機会にこの調査をさらに制度的にりつぱなものにして、その調査の結果でこの整備協議会に工場側からの要求を十分反映させる、そういう結びつきに相なると思ひます。

○大竹平八郎君 次に調査方法についてであります。委託調査で従来都道府県でやつてきた。また調査を主にいろいろ資料を作られておるのであります。どうですか、この都道府県にまかせてやる調査というものが必ずしも完璧なものではないといふことは、従来やはりこの工場誘致とか何とか、そういうような問題で非常に何かこう實際以上にやり過ぎるという点、あるいはわれわれはよく今まで耳にするのであります。そういう点は委託調査という点において欠陥を免れることはできるのですか、どうなんでしょうか。

○政府委員(松尾金藏君) たいま御指摘の点は私も当然懸念をしておつた点でございます。ただ本年度から始めました各府県に対する委託調査の状況、実施の状況を見ますと、その点も懸念いたしましたのであります。それだけの考えを持ってしたのであります。結果を見ますと、そのような

ことにはならないようであり、申ししますのは、従来は各府県でいわゆる自分のところへ工場の誘致をしたというだけの一心で資料を作られる場合には、今御指摘のようなことのようにややもすれば陥りやすい結果になるかと思いますが、今回の場合は、そのような従来の資料ももちろんできるだけ活用はしていただきますけれども、その活用する際にも、調査地区ごとに産業界の代表あるいは学識経験者あるいは通産省の各地方通産局のこの方の担当職員等で調査班の編成をいたしまして、その調査班が府県知事のもとにいわば相談役として諮問、相談にあずかりまして、その調査の客観保持に努めて参ります。そういう配慮をいたしました結果、本年度の実施状況を見ましても、そのような懸念はないというふうに私どもは考えておるのであります。

○大竹平八郎君 大臣の時間に関係が申します、松尾局長にはあとで伺いますので、一点大臣にお伺いしたいのであります。先ほど同地の問題につきまして企業局長に答弁を求めたのであります、どうも私どもは実際に候補として目せられるような地区を実際において回つてみましても、何か大工業、それから特に重工業的な視野に立つての計画が多いようにわれわれには考えられるのであります。今局長の御説明を聞きますと、大体五千坪から一万坪ということをおっしゃるのではありませんか、これはいろいろ工場の内容において三千坪でも間に合うところもありましようし、百万坪も要するところもありましようし、押しなべて中小企業でやられるという

ようなものは大体五千坪までがせいぜいじゃないかとわれわれは考えるのであります、こういう点において将来の中小企業の進出というものは大臣もよく御承知の通り、今のこの本案の目的が輸出振興に大いに役立たせる、そういう意味においてあるの日本の経済の基本的なものを作ることの基礎として本案を立せられたわけなのであります、そういう意味ではやはり中小企業の立場にも立つて十分この調査事項というものをやらなければならぬと思うのであります、この点について大臣の一つ御見解を承わりたいと思ひます。

○国務大臣(高橋達之助君) 大規模の工場というものにつきましては、これは主として基礎産業のものがおもしろいものかと思ひまして、たとえば石油のようなのは、これはこれとしての見方をしなければなりません、これとやつぱり相並行した中小企業というものであつて、三千坪あるいは五千坪以下でございますが、ときによると二千坪ぐらいのものというふうなものにつきましては、これはこれとしてのやはり立て方を考えなければならぬ、それはやはりいろいろ業務の関係とか、大工業とのつながりもあるものであります、そういうふうな点を考慮して並行的にやつぱり考えていく必要があるかと考えておられます。

○大竹平八郎君 大臣の御説明を聞きますと、「工場立地の適正化に資するため」とありますが、工場立地の適正化ということはどういうことを目指していらっしゃるか、ちよつと伺つておきたいと思ひます。

○国務大臣(高橋達之助君) 工場立地の所得をいろいろの考慮の意味においても、産業立国でいくということにするならば、もう少し広い視野に立つての工場立地の適正化ということが大臣の構想の中におありにならなくちゃいかぬのじゃないかと思ひますが、どうなんでしょうか。

○国務大臣(高橋達之助君) まさにその通りでございます。

○栗山真夫君 そりしますと、そこで問題になるのは、この工場立地の調査等に關する法律案がねらつておいでになる工場立地というものは、全国的な分布の問題はわかりましたが、しからばその分布の目標の中で、方々で作つていらつしやる、調査をしていらつしやるその対象となる工場敷地というものは、今言われたように、五千坪とか一万坪とか、そういうような単位のものがこれは中心になるわけでございますか、その法律でやはりなる調査というものは……

○政府委員(松尾金藏君) 技術的な点にわたりましたので、私から御説明を申し上げたいと思ひます。

先ほど私から御説明申し上げましたのは、この調査に着手をいたしました初年度の計画が、やはり比較的大きな固地を含む地区にまあ重点を置いたということでございます。しかし、先ほど申しましたように、来年度さらに六十地区について新たな調査に入るわけでありまうので、その際の選定の考え方、その他につきましても、だんだんといわゆる新しい地区、新しい、従来見落されておつたような地区、従いまして、必ずしも大規模工場が大規模な敷地を求めていくというよりな地区だけではないけれども、あるいはた

と申しますと、これは住宅地だとか、そのほかの関係もあつますが、そういうふうな点から考え、社会的の意味から考えることもありますが、技術的に考えまして、考えられる点は、水道——水が十分得られるかどうかあるいは交通といたしまして、原料出し入れ、製品出し入れはどうか、同時にまたその工場を作ることによつてはかの事業に差しかえを来たさないか、影響を来たすことがないかどうか、こういうふうないろいろな点から考えていかなければなりません。同じ工場といつても、工業の性質によつて違ふ点もあつますから、特に近ごろのこと、農業政策から申しまして、農地をどんどんつぶされるというふうなことも困るわけでありまうから、そういうふうな点も一つ考えていきたい。あれやこれやいろいろな点から考えていかなければならぬと存じておられます。

さるけれども、その審議会の方の意見と、工場を建てたいという人の意見とが食い違った場合はどうしますか。それを許可せぬということになるんですか、どういふことですかというのを聞いておる。

○國務大臣(高橋達之助君) これは、前もって、それがどういふふうな条件でどうなるかということ調査する機関でありまして、調査した結果、工場を建設したい人がおれば、あなたの工場はここを工場にしたらどうですか、こういうことを御相談に申すわけでありまして、意見が異なるということになれば、その調査の結果によつて、その工場の所有者が、新しく充足する前にはかの方にかえるとかいうことは自由でありまして、これによつて、こゝその工場を持つてこいとか、どういふことかは、これは関係がないわけでありまして、さよう御承知願ひたいと存じます。

○栗山眞夫君 私の先ほどの工場地帯開発の構想そのものには、大臣も別に御反対はないようであります。問題は、そういう構想でなければ、私はとてもうまくいかないと思つて申し上げておるので、そういう構想について、通商産業大臣は建設大臣あたりと一べんよく相談されて、もう少し、すぐ実施に移す移さないは別として、そういう構想のもとにおける写真寫を一べん作るなり、プランを作るなりといふことが必要なんじゃないですか。今、必要があればとおつしやるのですが、あればということは、まだあるといふことを確認していただいてないやうですけれども、私はどうもそういう気がしてしうがない。必要がある

といふことを前提にして一べん具体的にプランを立ててみる、それぐらいの御答弁があつてしかるべきじゃないかと思つておるのですが、いかがですか。

○國務大臣(高橋達之助君) 国全体としての考え方といふすれば、国としては御指摘のような写真寫なりプランがあるべきものだと考えまして、御趣旨に沿うような方向に進んでいきたく存じております。

○頭山眞夫君 これで終わります。

○大竹平八郎君 次に、松尾局長にお尋ねをいたしたいのですが、三十三年度の工業地区の調査をされたものをグラフで拝見いたしましたのでありますが、これを見ると、九州が七カ所、四国がわずかに四カ所、それから北海道が六カ所、こゝいうようになつておるのであります。狭い日本でありまして、結局、工業立地条件といつたところから、運輸とか工業用水とか、そういう条件に制限させられるのであります。限度があることは言うまでもないのでありますが、この種の三十三年度のこの案とか、あるいは、これから三十四年度に行おうという工業地区の調査というものは、大体これは常識的にわれわれでも見当のつくところだと思つておる。問題は、三年後か四年後か知らぬのですが、数年後からの調査というものは、私は非常にむづかしくなつていくのじゃないかと思つておる。そういう意味で、調査地区の選定の基準といふものが、常識的に工業用水とか運輸、港湾、そういうものは、これはわかつておるわけなんです。これはわかつておるわけなんです。いろいろな開発計画といふようなものがなされなければなら

いと思つておる。そういう意味において、そういう選定の基準といふようなものは、どういふところに置かれておるのであるか。

○政府委員(松尾金藏君) ただいまお話のございましたように、本年度――初年度においては五十六地区の開発地区を探る以上今後だんだんむづかしくなつていくと思つておる。そういう意味で、この法案の内容に感づいておる。すなわち、その地区の選定の考え方、基準等につきましては、審議会に諮つて、それぞれの学識経験者その他の意見を十分聞いた上できめなければならぬと思つておる。さういふふうに仕組ましておるのであります。一般に、常識的に申し上げますと、その地区の、どういふ地区を求めるといふことになりましては、やはりその地区内に工場用地となり得るような、ある規模のいわゆる団地が相当豊富にあるといふように想定される土地で、さらに、まあ、その地区の水の問題でありまして、輸送の關係等が有利であればあるほど、その対象地区としてはいいわけでありまして、しかしさすればといつて工業地帯としてすでもう発展し尽されておるか、あるいはもう非常に大きく発展しておつて、これ以上工場を集中が望ましくないといふような所を調査するはずではないと思つておる。今申し上げましたような有利な立地条件を持つておつて、しかも従来そのよらない条件にあるにかかわらず工場が必ずしも発展していない、むしろ今後にはその発展が予想されるような地区、あるいは既に工業地帯の周辺にあつて、既に工業地帯と相関連して今後の発展を予想されるような地区であ

りますとか、あるいはある地区において天然資源の開発に特に大きな期待の持てる地区で、それと関連するやうな工場を持つてくるのが適當であると思われるような地区、といふやうなものがある。これを想定されるわけである。いづれにしてもだんだんむづかしくなつて参ります。調査地区の選定基準につきましては、審議会で十分検討していただきたいといふふうに考へております。

○大竹平八郎君 話はよくわかるのですが、なかなか二年あるいは三年度ぐらゐまでは比較的、今の通産省の通産局、あるいは銀行に從來やつていふやうなやり方であるけれども、結局ある年度がたつてからの調査といふことになると、やはり各關係官庁の非常な協力を待たなければならぬ、さういふ意味におけると、この工業地帯整備協議会ですか、こゝういふものと結局同じやうな形にある年代がたつと感づいていくのじゃないかといふやうな感もするのですが、その点はどうですか。

○政府委員(松尾金藏君) この審議会のメンバーとして本来の委員の中には、關係各省の職員は予想しておりませんけれども、専門委員という形で關係各省の職員が一緒になつて、今申しましたやうなことの専門的事項の調査、審議をすることにしたいと思います。今お話のございました鉄工業地帯整備協議会の方は、これは実はそのやうな調査の結果に基いて、まあそれぞれの産業の側から要求するやうな立地条件の整備、産業関連施設の整備の要求をその整備協議会に出しまして、そこで公共事業費の運用の仕方が最もそのよう

な要求にマッチするやうにする連絡会議でございますが、片方は、この法律の審議会は調査を主目的とした審議会であります。その調査の結果でどのやうに公共事業費を運用していくか、どのように産業関連施設の重点的整備をはかるといふことの連絡協議会とは両方相関連しては参りますけれども、仕事としては全く違つた仕事を受けて持つやうな形であると思つておる。

○大竹平八郎君 それから通産省の中に調査簿といふものが今もできておる。知らぬが、これも一そこの法律が通ると重要になるわけなんです。この調査簿の閲覧によつて一体どのくらい立ち入つたことを知ることが出来るか。

それといま一つ、助言といふ問題があるのですが、助言は通産大臣の所管する事項に限られておるのかどうか。それからいふと、助言に対する通産大臣の責任の問題、この点いかがでありますか。

○政府委員(松尾金藏君) 本年度から一応工場立地指導室が発足いたしました。そこには工場立地調査簿が現在すでに備わつております。しかしこれはとりあえず初年度五十六カ地点について現在までの調査の集積といふことではございまして、これはすでに調査をしておられます五十六カ地点につきまして、今後さらに状況の変化に応じて補修、訂正もいたさなければなりません。今後、すでに五十六カ地点の調査が終了したといふことになつて、さらにその資料の内容をできるだけ詳細に整備していく必要があると思つておる。今後の新しい地点についてはもちろん

であります、そのような点は現状で十分であるというのではなくして、さらに十分なものに完備をして参りたいというのが私どもの希望でございます。

それから助言の内容でございますが、これはこの法律の条文にも、うたつておりますように、通産大臣の所掌する事項についての助言だということとは、これは法律の建前からいつて当然のことであらうと思ひますが、もともとの法律のねらいとするところが工場側から見るとどのような合理的な立地を求めるといふ点にあるわけであり、また、その求める主たる点は当然企業といゆる生産工場が生産技術と相関して、どのような地点が適当であるかといふことについて調査資料の調査の結果を利用するでありまして、助言も主としてそのような点に求めてくると思ひます。従ひまして通産大臣がいわゆる産業所掌大臣として、そのような観点から所掌事務についての助言をするのは当然であり、しかし、さらには広い視野からいいますと、あるいはその近くに一体どういふ文教施設があるか、あるいはその地区についてどういふ文教政策的な考え方が文部省なり何なりにあるかといふような点も、非常に広い意味からいいますと、これは工場立地を探る際に関連して、これも考慮されるのであります。しかし、そのような点について通産大臣が助言をするわけには参りませんで、そのような点については、かりに工場側が何らかの意見を聞きたいというところでありますれば、当然それは文部大臣、文部省の方によく問い合わせをしてほしいというように、相なると思ひます。

さらに第三の点といたしまして、助言のまあ効果といひますか、今責任とちよつと申し上げました通り、都道府県などはどちらかというところ、今までは工場誘致に熱心あまりにややとすると公平を欠くというより、まあ欠陥が従来あなたの答弁の中に申された通りあつたわけであり、この法律が通つて、そうして通産省がこの調査をおやりになるといふ場合に、こゝろに一つお尋ねしたいと思ひます。

さういふ点といたしまして、助言のまあ効果といひますか、今責任とちよつと申し上げました通り、都道府県などはどちらかというところ、今までは工場誘致に熱心あまりにややとすると公平を欠くというより、まあ欠陥が従来あなたの答弁の中に申された通りあつたわけであり、この法律が通つて、そうして通産省がこの調査をおやりになるといふ場合に、こゝろに一つお尋ねしたいと思ひます。

いふますか、秘密です、秘密性が保証されるかどうかということ。さつきもちよつと申し上げました通り、都道府県などはどちらかというところ、今までは工場誘致に熱心あまりにややとすると公平を欠くというより、まあ欠陥が従来あなたの答弁の中に申された通りあつたわけであり、この法律が通つて、そうして通産省がこの調査をおやりになるといふ場合に、こゝろに一つお尋ねしたいと思ひます。

○政府委員(松尾金藏君) この法律の条文の中にも、四条の第二項に、事業者の秘密に属する事項を調査簿に記載をして、公開をしないようにという規定を設けております。これは今御指摘のございましたような点に対する配慮でございますが、このような点は、いづれにしても、この法律を施行するものは、当然いゆる公務員であります。公務員は御承知のような機密保持の義務が課せられております。従ひまして、このような調査簿によつて一般に公開しないと同時に、他に漏らしてはいけぬような機密の事項が、かりにこの調査の段階で浮んで参りましたならば、それは当然このような機密保持の義務は、公務員は身分的にもございまして、法律の上では調査簿に書いてはならないという配慮をいたしておるのであります。

○大竹平八郎君 先ほど私ちよつと触れたのであります、全国にわたつてこの調査を通産省が一律的にやるというところは、予算の問題を一つ取り上げてもこれは不可能なことであつて、しかも地方の通産局やそれからあるいはまあ都道府県というようなものにまあ委託をするというところは、これはさつき御質問申し上げたわけであり、しかし、それによつて果してこの何とい

るものと思ひますが、そのうちには法律的条件、たとへばその付近の川が、先般法律で通りました公共用水域の水質の保全に関する件で、さつきこゝろいつたような指定地域になつているかどうかというより、なとも含められて、この調査というものを進められるのかどうか、この点を伺ひたい。

○政府委員(松尾金藏君) 工場立地をいたします際に、今の汚水の問題等は非常に重要な問題でございます。当然ある地区において予想される汚水の問題、いわゆる産業公害の問題がどういふふうに予想されるかといふような点

○大竹平八郎君 それからこの工場立地の助言の問題なんであり、その程度のことまで受け入れられるのかどうかということ、たとえば費用はどれくらいで、どういふ業種の工場を設立したいんだが、どこかい所はないかといふような質問に対して、通産大臣は答へられるのかどうか、この点を一つ。

○政府委員(松尾金藏君) 助言の内容がどういふものが予想されるかという点は、これはただ予想という範囲にとどまると思ひますけれども、今一つの例としておあげになりましたような点も、現在予想される土地の価格等も調査資料の中に一応ございまして、あつて、さらにその後の新しい状況で、あつて、さらにはそれ以上にかわしい調査資料がわれわれの方にありますれば、それも助言の内容としては、今の文字通り助言という意味ではあり得ると思ひます。しかし、おそらく土地の価格等につきましては、それ以外に、たとへば

水の状況がどうなつておるか、あるいはこれくらいの大きさの地区の面積の工場用地であつて、しかもこれくらいの輸送力の伴つておるような場所がほしいかどうか、というより、なとも含められて、この調査というものを進められるのかどうか、この点を伺ひたい。

○大竹平八郎君 それから工場立地に関する事項の中に、むろん通産省所掌のものも多々ありますが、さらに建設省とあるいはまた運輸省その他の所管に属するものが、あるいはあるかもしれぬし、そういう事項について助言を求められたら、通産大臣はこれに対してどう答へられるのか、それから「その所掌する事項に属し」とあるのではありませんが、そういう場合に、通産大臣は助言をするのかどうか、というところ、もしそうだとすれば、工場地帯に関する事項といふものは、建設省とかあるいは運輸省関係のものが少くないと思ひますが、そういうところ、この助言制度といふものは何か著しく狭められるような気もするんですが、その点に対する御意見はどうなんですか。

○政府委員(松尾金藏君) この法律の建前から、通産大臣が、所管工場について、その所管工場を求める生産条件に合致した立地条件を求めるということであり、また、大部分の問題は通産省の所掌事務の中でまかなえることが多々と思ひます。しかし、今御指摘がございましたように、どういふ例があるかわかりませんが、たとへば将来の問題として、現在鉄道の輸送状況はどう

なつておるか、道路がどうなつておるか、港の設備はどうなつておるかという事は、これはもう事実の問題でございます。調査資料の中にもすでにあるでありましようし、あるいはたゞさんの地点の調査資料があるわけでありましよう。こういふ港の設備を持つておるような地点が現在どこどこにありますが、これは助言というよりも答弁かもしませんが、そういうものについては当然通産大臣は答へ得ると思ひます。しかしこの地区について将来専用埠頭設備を作つてもらへるでしよるか、鉄道を敷いてもらへるでしよるかという事については質問なり助言という事になりますと、これは通産大臣としては何とも申し上げようがない、助言のしようのない問題でありますから、そういう点はそれぞれ所管省で、よくその辺のことについて尋ねていただくようにするしか方法はないという問題が、周辺に幾らかあるというふうに私も考へておりました。

○大竹平八郎君 それからこの助言の問題が、たとへば間違つていた。それからある古い資料を根拠としていたために、非常に不正確であつたという事、そういう場合に通産大臣は何かの責任を負うのですか。

○政府委員(松尾金藏君) 今お話のございましたような点から考へてみましても、助言については十分慎重を期さなければならぬことは当然であります。また単なる事実がどうなつておるかというだけのことでありますれば、企業側で資料を見ていただいてもいいし、あるいはその資料以上に何か資料

の提供をしてほしいということであれば、事実の資料の提供をいたすわけでありましよう。問題は、それ以上に若干判断の入つたような助言をした場合に、今大竹先生のお話のような点があると思ひます。これはまあ行政政府の立場として十分慎重を期さなければならぬことは当然でございますが、かりに今御指摘のようないふことがあるとしますと、これはいふゆる行政責任として十分戒心をしてしなければならぬという事で、特にこれで特別の規定でどういふようなことではなく、十分戒心をしてやるということに考へざるを得ないと思ひます。

○大竹平八郎君 最後に一点伺ひたいんですが、これは諸外国の例なんですね、国でも、イギリスあたりでも、あるいは狭い所でありましよう、非常にこういう問題については大きな関心を持つておると思ひますが、これはこまかくお話し願ふと長くなりましようから、もし資料でもあればよろしいのであります。簡単に御答弁ができれば、米国のやり方あるいは英国のやり方、それから西ドイツのやり方という事について一つ承りたいと思ひます。

○政府委員(松尾金藏君) 私どもの手元に必ずしも十分完璧な調査資料があるわけはございませんが、私どもの承知しておる限りで幾つかの例を申し上げますと、たとえばアメリカにおきましては、これはまあ主として国防的な見地からであらうと思ひますが、一九五一年からいふゆる工場分散計画が立てられております。その工場分散計画を実施をしていくために、それも

いきなり工場配置の許可とかというやうな形をとらないで、いふゆるインフォメーション・サービスの提供というやうな形で、アメリカには立地情報室というものが各地に設けられておるやうであります。そこに行つて国の工場分散計画というのはいふゆるやうなもので、またそれについてどういふ立地条件の実情になつておるかという点をそこでインフォメーションの提供を受けて、自分の工場立地を求めていくということがあつておるやうであります。それから英国におきましては、一九四五年に工場配置法の制定を見ておるやうであります。その主たる内容とするところは、それぞれの地区におきまして失業者が多く発生することが予想されるやうな地域、まあ英国の産業構造その他にもいろいろ変動があつておると思ひますが、そういうことをにらんで失業者の多く発生しやうな地域を商務省が中心となりまして調査をして、それを開発地域という事でその地域を指定いたすやうであります。その開発地域につきましては、商務省の所管管轄下に産業施設会社というやうなものを設けて開発をするところもあるやうであります。そのほかに全般的に工場側に対しましては立地計画室というものを用意をいたして、その立地計画室に行けば、やはり先ほど申しましたと同じやうな意味でインフォメーション・サービスの提供を受けるという形で、そのやうな工場配置の配慮をいたしておるやうであります。さらにそのほかに西独あるいはオランダというやうな国々におきましては、もつぱら未開発地域の促進という意味から、おくれ

た地域の工業化というやうな意味の工場誘致ということをやつておるやうであります。またフランスにおきましては、主として首府のパリを中心にあまり過度な産業集中が起らないやうに、という意味の立地規制をやつておるやうなふうになつておるやうです。いふゆるこれらの主な国々の例を見ましても、いきなり工場の設置の許可とか、直接的な規制という例はあまり見受けられないやうであります。大部分の場合が国として望ましいやうな地点に工場を誘導するために、今申し上げましたやうに、国がアドバイザーをやつてインフォメーションの提供をやる、といふやうな方法でやつておるやうなものが多いというふうになつておるやうです。

○栗山良夫君 先ほどちよつと漏らした点で二、三お尋ねをいたします。その一つは農地の転用もある程度調査の対象になるというお話でありましたが、そこで局長、もし資料お持ちになつていましたらばちよつとお聞かせいただきたいのですが、過去何年かの実績で農地を工場用地に転用した面積と、それから農地を開拓した面積と、どちらになつておるか。

○政府委員(松尾金藏君) 今御質問の点はここに詳細な資料を持ち合せておりましたが、別用途をいたしたいと思ひますが、概略のところは私どもの承知いたしておるやうなもので、つづき農地の中で工場敷地として使われるものは二三％程度の比率だといふやうに概略聞いておられます。いふゆる資料を整備いたしましてお答えいたしたいと思います。

○栗山良夫君 おそらくどうせ農林省とも御連絡をとつていただいでしよから、ちよつと五六年間ぐらい毎年

農地を転用した総面積とその内訳です。ね、今おつしやつたやうに住宅用地とか工場用地とかありましようからその内訳と、それからそれと反対に農地を開拓した面積、開田、新しく原野を農地にした面積、それに投じた費用がもしわかればほしいのですがね。それを一つ資料としてお願いいたします。

それからこれはまああるいはこういふことを申し上げると、建設省から非常にわれわれ怒られるかも知れませんが、覚悟の上で申し上げますが、最近大川川の海岸に近い所には相当広い河川敷がたゞさんあるのですよ、河川敷がね、それがたまにはゴルフ場になつてみたり畑になつたり、いろいろしておりますが、これはもう河川敷だからいかんともいたしたくないですね。おそれるあれは公式に貸してないだろをしてるのだからと思ひます。ところが大川川の内よ、海に注ぐ近くなどというものは、臨海地帯の造成をやるにしても、工場地帯はできませんが、あつて河川敷というものは、工員住宅地ぐらゐには十分私にはできると思ひます。ところが洪水の問題が、み切りはつかぬと思ひますが、最近大川川の上流にはもういふゆる要するに貯水用のダムがどんどんできて、洪水対策はできておるやうです。それから下流の方は今のお話の工業用水、農業用水を常時相当なトン数をとつておるわけですからね。ですからもう全然代的な施設で河川の洪水調節を全然しなかつたときと現在とでは、もう全然様相が變つておるやうな思ひます。ですからもういふゆる科学的に検査

を

す

討を加えて、あれだけ広い河川敷がもし有効に利用できるということであれば、これは私は利用をすべきだと思っております。だからそういうことについて通産省としてお考えになったことがあるのか、あるいは建設省の方の意向を確かめたことがあるのか。ないとすれば、一べんやってみるというふうな気がないか、その辺のことをお尋ねしたいのです。

○政府委員(松尾金藏君) 河川の問題につきましては、まあ建設省が総合的な管理その他を責任をもつてやっておるわけでありまして、当然河川敷についてそのような利用をやりようとするとき、河川法による許可というふうなことになると思っております。まあ今御指摘のように、河川敷の利用につきましては、河川そのものの安全度といいますが、安全度を見て建設省としても相当慎重にならざるを得ないというところは、われわれもよくわかります。この問題で特に従来建設省と特別な話し合いをしたことは実はございませんけれども、今後の調査地区の場所いかんによりましては、そういう問題を含んで議論をせざるを得ないような地点が出てくるということは、当然予想されるのでございまして。そういうふうな意味で、調査の過程でもそういうことを十分頭に置いて進めて参りたいというふうに考えます。

○栗山夏夫君 これは私は常識的にそういう問題を取り上げたのであつて、きわめて重要な問題ですからね、あらゆる専門家のやはり新しい時代に立つてこれは研究を願わなければならぬと思ひます。常識的に確かに大河川の流域を見ますと膨大な面積がある、

あれはもう少し、もう一メートルも上げれば水は絶対には洪水でもつかないし、工合よく利用できると思ふ所が全く荒廃のままにしております。ですからぜひ一つ、まあいづれまたの機会にお尋ねするときもあらうと思ひますけれども、少し研究項目として取り上げてもらいたい。全国的にはたくさんないでしょう、ないですが、おそらく今後この前お話ししたように、大工場というものは大川川の流域、下流地帯に海岸まで含めて造成して行く以外に道はないと思ひますから、そういう意味ではやはり総合開発の一環の中へ十分入れているのじゃないか、こう考えます。

それから第七条の審議会の委員十人以内というのですが、これはなんですか、「学識経験のある者」という中には行政官庁の職員は入るわけですか、入らないわけですか。

○政府委員(松尾金藏君) この正式委員の「委員十人以内」というの中には行政官庁の職員は入らない、専門委員の方に予定しているわけでございます。

○栗山夏夫君 先ほどそういう御答弁があつたものですから重ねて伺うわけですが、審議会の委員というのは、各省においても、また一つの省の中においても、委員の選び方というものは実にまちまちですね、非常にまちまちです。これは委員会の性格、権限その他にももちろん関係するでしょうけれども、どうしてこういうものがきれいに、ある程度体系的にできないのか、非常に私いつも不思議に思ひますが、これですとやはり通産産業大臣の諮問機関であるけれども、今までの構想を聞き

ますと、この一番、工場立地の調査に關する今までの行政の範囲内でやつてこられたことについての仕上げというものが、取りまとめ方として審議会というものを置かれたわけでしょう。そういう意味では学識経験者ということではない、常に民主的なような格好にできているのですが、実際の運営は、これじやない、あまり權威あるものにならないということになりはしないかとおそれますが、こゝまで遠慮されなくても、もう少し行政官庁の中の方も若干入つて、そして学識経験者と一緒によら

れたいのじゃないか。

○政府委員(松尾金藏君) 今お話しのごさいましたように、審議会の構成なり形は必ずしもつきりした形にならない。いろいろな形があると思ひます。ただこの審議会の形を行政官庁と相談をいたしました際の経過を御参考までに申し上げますと、やはり政府の諮問機関として作られる審議会には、原則的には政府職員が入らない方が望ましい、できるだけ政府職員以外のところの意見を十分に聞かしていただく意味の審議会だから、できるだけ行政機関の職員が入らないことが原則だということから、この審議会の構成には、委員の中にはそういう意味で行政機関の職員は入れません。むしろこのような審議会の委員の数があまり多くなることは必ずしも望ましくないと、このことでは、委員を十名以内というふうに限定されたのであります。かりにそういうふうなことに各省から行政職員を入れるということになりますと、とても十名以内というふうな

ことではなくて、それだけでも十名をこすというふうなことになるおそれもありますので、それぞれの行政機関の立場はむしろ専門委員という立場で十分に意見を述べ、連絡調整もできるのだし、その辺は専門委員の段階で十分調整をとりたいというふうな考えで、このように落ちついたのであります。

○栗山夏夫君 そこで私は二点疑問が起るのです。一点は、それあなたはおつしやるけれども、専門委員には行政官庁の職員を入れる。これは全然部外の学識経験者で審議会を作つて諮問機関として、執行は通産省がやる、そのときそういう意味の審議会というものは、今の官庁組織からいって完全にロボット化せざるを得ないと思ふ。行政官が入つて専門委員会を作つて、そこで専門的な視野に立つてどんでん作つたものについて、学識経験者が全然独立の立場で若干ものを申しても、くちびるが寒い程度のことでは、完全に私はその委員会というものはロボット化してしまふ。やはり行政官も学識経験者も若干まざつて、同じ權威の中で議論をし合つてまとめるということであれば若干權威があるけれども、下の方はもう固めてしまふ、上も握つてまん中だけそういう格好で作るといふのは、完全にロボット化してしまふといふ、そういう危険があるといふことが私は心配であるといふことが一つ。

もう一つは、一番最初の質問で私は申し上げましたように、それだからこそ第二条と第六条の審議会の仕事というもののについて、この文章では私は非常にわかりにくいといふことを申し上げた。それは第七条の審議会の構成その他から考えて、一体この審議会なる

ものはどういふことができるのか、第二条、第六条は、そういう疑問が今でも消えないのです。この前だ、局長から懇切な答弁をもらったことになっているのですが、これはどういふのですか。

○政府委員(松尾金藏君) この審議会の運営につきまして、今お話しのごさいましたように十分に配慮しないといふことで、運用面に十分配慮しなければならぬのは当然でございますが、その運営ということだけではなくして、この法文中に書いてございませぬ構成の中にも、私どもの立場から十分配慮したつもりではあるのではありません。と申しますのは、この専門委員会、これが行政機関の職員だけで専門委員会ができて、その行政機関の職員が作った案がそつくり本審議会の方にまかり通るといふようなことになりますと、今御指摘のような弊害に陥ると思ひますが、この八条の第二項にもございまして、専門委員会の構成自体が行政機関の職員と工場立地に関する民間学識経験者と、一緒にこの専門委員が構成されておき、そこで十分解け合つた議論がなされるということに期待いたしております。もちろん運用上ではそういうことに陥らないように十分気をつけて参りたいというふうに考えております。

○栗山夏夫君 そうすると専門委員は今何名ぐらい予定されて、そのうちで行政機関の職員、工場立地に関する学識経験者、これを何名ぐらいの振り割りにしようとしておられますか。

○政府委員(松尾金藏君) こういふような点はさらに検討をしなければならぬことだと思ひますが、現在この問

題の予想される点を追って、関係各省のこれに關する専門的な事項の担当部門を拾って参りますと、大体十名程度になるように思います。同時に民間の方からの学識経験者にも、これは特に制限をするつもりはございませんが、かりに行政機關のそれぞれの担当の部門が十五名程度でありますれば、民間学識経験者を十五名にいたしますなりあるいは二十名にいたしますなり、全体合計して、本委員が十名でありますから、専門委員の方は二十名、三十名くらいが適當なところであろうというふうに想定いたしております。

○粟山眞夫君 ぜびこの原案通りにおきめになるとすれば、この八条の専門委員の選び方は学識経験者の方はうんとふやしておいていただきたいと思つたすね。そうしないといつたような弊害に陥りますよ。役所の人というのはなかなかあなた方自分で毎日体験していらつしやるけれども、そう簡単に民間の意見が聞かれない場合が多いのですよ。特に各省から出てくるのですから、通産省の内輪だけならまだいい、どうしても民間の声を權威づけるためには、どうしても数をふやしてもらうということになる。そこでまた予算のことに戻りますが、専門委員なんかの手当なんかは出されるのですか、もし報酬があるとすれば五十三万円の中に出るのですか。

○政府委員(松尾金藏君) これは予算の形の問題になるのでありますが、この予算の内訳として現在予想いたしておきますのは、本委員の方につきましては委員手当を予定いたしております。それからその委員手当として三万六千円計上されておりますが、あと旅費、

これはかりに遠隔の地の方に委員をお願いすればその旅費が出て参ります。あとは審議会の運営の諸費その他のものが含まれております。

○粟山眞夫君 事実上ほとんど無報酬に近いのですね、今の案では。無報酬で仕事を頼んでしかも權威づけて、なかなか合理化しているのですね。まあ大体今申し上げましたような、その他のも若干あります。私の意見に若干でも賛成されるならば、十分配慮して運営を、もし可決になったならば、された

○豊田雅孝君 この法案を見ますると、大工業には非常に役に立つだろうと思つておりますが、中小工業に對してどの程度これを役に立たせるかという点についての質問は、すでにどこなにかからあつたかと思つてあります。その点をもう一度お尋ねをしておくと、むしろ私はそういう制度と相並んで、中小工業自身の開業の場合の合理的な指導対策制度、というのが確立せられていいじゃないかというふうに思つております。すでに御承知でしょうが、アメリカの中小企業対策というのは全部中小企業の開業対策なものであります。日本は中小企業対策は救済対策であるが、アメリカの中小企業対策は全く開業対策、要するに開業の辞と閉業の辞が違つて、アメリカの日本は中小企業対策は違つておる。この点に非常に問題があると思つたのであります。今回こういふ工場立地の調査を基本として、大工業に對しては合理的な開業対策というものが制度的にその一端として出てくることになると、これに關連して中小企業の

開業対策の合理化についてどういふ構想を持っておるか、これは大臣に質問した方がいいので、あつたかもしれぬと思つたが、きょうは質問も打ち切りたいということでありましたから、議事の進行上あらためて大臣を要求せずして、最も局長の中の有能なる松尾局長のことでありますから、一つ松尾局長から通産省を代表して雄大な構想を伺いた

○政府委員(松尾金藏君) この点はこの工場立地を探します際に特にむずかしい、つまり工場の適地条件を探すの積が非常に大きい。またそれに伴う輸送条件等も輸送量も非常に大きい、また水も非常にたくさん使うというふうなものについての工場の敷地を探すとかがむずかしいといふことは、これは当然一般に言えることだと思つておる。そういう敷地を求める工場企業は、いろいろ大企業であることが当然であります。大企業はもちろん自分で相当程度の独自の調査能力を持つておるはずであります。しかしそのよう

な大企業といふことも全国的に最も適した地域を探すといふことは、これは大企業といふこともなかなか非常にむずかしい問題であります。そのような点については、たとえ相手が大企業であつても、このような調査資料を整備して大企業の利用に供するといふことも、この法律の一つのねらいであります。しかし同時に、そのような大企業が立地し得るような地域の周辺なりあるいはその関連の所に、中小企業もまた関連産業として当然立地条件を求め得るはずであります。中小企業は自分の立地条件をかりに全国的にと

まではいわなくても、相当広い地域にして立地条件をみずから調査をするといふことは、非常に困難であろうと思つておる。そのような中小企業にこのような調査の結果についての調査資料を十分活用していただくことは、この法律の当然期待しておるところであります。またこの調査項目の内容につきましても、これはさらに審議會等で十分練つていただかなければならない点でありますけれども、たとえばある地区には現在すでにこういふ中小の機械修理工場があつて、そこに工場立地を求めることは、大企業のためにいいし、同時に中小の機械修理工場のために役に立つといふような、機械修理工場の能力というふうな点も、当然調査項目の中に織り込まれることを予想されるわけでありませ

この法律によりますと、法律の内容では、すでにその地区内にあります既存の工場から現在の状況について報告を求めるところにいたしておられますが、新しい工場地帯と申しますか、新しい調査地区につきましても、おそらく既存の工場といふものは大部分が中小の工場であることが多かろうと思つておる。そのような中小の工場から報告を出していただきますと同時に、その地区に将来予想される立地条件がどういふものであるか、自分の工場がその地区内においてどういふ立地条件の上で役割を果しておるかといふことが、その調査集計の結果出て参るわけであり

ます。既存の中小工場もまたその資料を十分活用していただいで、自分の工場の今後の経営の方向を定めるのにも役に立つていただけると思つておる。いづれにいたしましても、この調査地区

の調査の対象が、比較的広い面積のものを調査の対象にするといふことではありますけれども、その調査の結果は大、中小企業を問はず、十分活用していただけるものだと思います。十分に期待をいたしております。

なお先ほど私から、団地の平均的な面積といふは大体五千坪以上が多いだろうといふことを御説明をいたしましたけれども、これも先ほど申し上げましたように、初年度の五十六地区については確かにそのようなことであります。今後の調査についてはだんだん五千坪以下の団地の調査もやつていかなければならないだろうといふふうに考へております。

○豊田雅孝君 ただいま松尾局長の説明を聞きますと、中小企業にも十分配慮するような答弁ではあるのではありませんが、この法律案の提案理由あるいはこの法律案の要綱を見ますと、何人もこれはもう大企業に專屬する制度であるといふような、私は誤解すら出てくるんじゃないかと思つてあります。質問が質問なものでありますから、松尾局長、実に巧妙なる答弁をせられておられます。それはほんとうに立案の際にそういうねらいをあわせて持つておつたのかどうか、それをすら疑われるような感じがするのですが、そういう点について率直に答弁をしてもらひました。それで足らざるどころがあるならば、それはおのずから別個の制度を作るとかいうようなことでもいいのでありますから、そういう点においてどういふ制度ができたのを何にでも適當に使つていくのだ、そうすればせいぜい刺身のつまみに扱つて、すべての扱いにおいて中小企業が刺

局生活協同組合代表表
事 小林義孝外四名
紹介議員 羽生 三七君
この請願の趣旨は、第九一七号と同じである。

第九四一号 昭和三十四年二月十六日受理
小売商業特別措置法案の一部修正等に
関する請願(二通)

請願者 山形市香澄町木実小路
二五〇労働会館内山形
県生活協同組合連合会
内 田中利一外一名
紹介議員 松澤 靖介君
この請願の趣旨は、第九一七号と同じである。

第九七二号 昭和三十四年二月十七日受理
小売商業特別措置法案の一部修正等に
関する請願
請願者 福岡県山田市下山田二
五五〇炭山田消費生活
協同組合理事長 本間
豊次
紹介議員 吉田 法晴君
この請願の趣旨は、第九一七号と同じである。

第九七三号 昭和三十四年二月十七日受理
小売商業特別措置法案の一部修正等に
関する請願
請願者 北海道夕張市遠眺岳見
町清水沢炭礦生活協同
組合理事長 国中忠雄
紹介議員 阿部 竹松君
この請願の趣旨は、第九一七号と同じである。

第九七四号 昭和三十四年二月十七日受理
小売商業特別措置法案の一部修正等に
関する請願
請願者 東京都港区芝海岸通三
ノ一全日本海員消費生
活協同組合長 中地熊
造
紹介議員 重盛 壽治君
この請願の趣旨は、第九一七号と同じである。

第九九二号 昭和三十四年二月十八日受理
小売商業特別措置法案の一部修正等に
関する請願(二通)
請願者 兵庫縣高砂市荒井町荒
井一、六七野田勝油
関西工場生活協同組合
理事長 長谷川一男外
一名
紹介議員 河合 義一君
この請願の趣旨は、第九一七号と同じである。

第九九三号 昭和三十四年二月十八日受理
小売商業特別措置法案の一部修正等に
関する請願(六通)
請願者 愛媛県松山市二番町二
二愛媛県消費生活協同
組合連合会会長 菅芳
一外五名
紹介議員 湯山 勇君
この請願の趣旨は、第九一七号と同じである。

第一〇〇二号 昭和三十四年二月十九日受理
この請願の趣旨は、第九一七号と同じである。

小売商業特別措置法案の一部修正等に
関する請願
請願者 福島県会津若松市中大
和町一〇会津地区労働
者生活協同組合理事長
秋山鉄義
紹介議員 田畑 金光君
この請願の趣旨は、第九一七号と同じである。

第九二九号 昭和三十四年二月十四日受理
輸出入取引法の一部を改正する法律案
反対に関する請願
請願者 北海道夕張市真谷地六
二真谷地消費生活協同
組合理事長 黒田翠
紹介議員 阿部 竹松君
輸出入取引法の一部改正案によれば、
貿易に關係する品物は、通産大臣の認
可により輸出価格の協定ばかりでなく
その品物の国内生産制限協定、販売方
法協定さらに国内販売協定まで行える
ことになつてゐるが、これでは輸出の赤
字を国内消費者価格にいわよせされ、
鉄製品、機械器具、繊維品、肥料、薬品等
の値上がりとなつて一般消費者、労働
者農民、中小企業者に犠牲をしいること
になり、利益を得るのは大企業、独
占資本ばかりであるから、同法案を撤
回または廃案とせられたいとの請願。

第九三〇号 昭和三十四年二月十四日受理
輸出入取引法の一部を改正する法律案
反対に関する請願
請願者 千葉市栄町一三六ノ四
勤労会館内千葉県消費
者団体連絡会内 岡田
四郎

紹介議員 片岡 文重君
この請願の趣旨は、第九二九号と同じである。

第九三一号 昭和三十四年二月十四日受理
輸出入取引法の一部を改正する法律案
反対に関する請願(八通)
請願者 長野県伊那市大字伊那
三、四一上伊那地区
勤労者生活協同組合理
事長 石崎健一外七名
紹介議員 羽生 三七君
この請願の趣旨は、第九二九号と同じである。

第九四五号 昭和三十四年二月十六日受理
輸出入取引法の一部を改正する法律案
反対に関する請願
請願者 大阪府東成区中道元町
二ノ二一北中生活協
同組合理事長 中川清
太郎
紹介議員 樺 繁夫君
この請願の趣旨は、第九二九号と同じである。

第九四六号 昭和三十四年二月十六日受理
輸出入取引法の一部を改正する法律案
反対に関する請願
請願者 岡山市上石井二八五
山市民生協生活協同組合
内 田淵久外三十八名
紹介議員 江田 三郎君
この請願の趣旨は、第九二九号と同じである。

輸出入取引法の一部を改正する法律案
反対に関する請願
請願者 北海道夕張市平和一平
和炭礦生活協同組合理
事長 長法博
紹介議員 阿部 竹松君
この請願の趣旨は、第九二九号と同じである。

第九七五号 昭和三十四年二月十七日受理
輸出入取引法の一部を改正する法律案
反対に関する請願
請願者 長野市大字南長野字幅
下六九二ノ二長野県庁
生活協同組合長 等原
吉三
紹介議員 野溝 勝君
この請願の趣旨は、第九二九号と同じである。

第九七六号 昭和三十四年二月十七日受理
輸出入取引法の一部を改正する法律案
反対に関する請願
請願者 東京都北区豊島三ノ二
ノ四労働者クラブ生活
協同組合長 埴原小次
郎
紹介議員 重盛 壽治君
この請願の趣旨は、第九二九号と同じである。

第九七七号 昭和三十四年二月十七日受理
輸出入取引法の一部を改正する法律案
反対に関する請願
請願者 北海道夕張市社光一一
夕張炭礦生活協同組合
長 藤沢吉郎

紹介議員 阿部 竹松君
この請願の趣旨は、第九二九号と同じである。

第九七八号 昭和三十四年二月十七日受理
輸出入取引法の一部を改正する法律案
反対に関する請願(十四通)

請願者 長野県上田市大字常入一、二一九上田日本無線生活協同組合長 小林三郎外十三名

紹介議員 棚橋 小虎君
この請願の趣旨は、第九二九号と同じである。

第九九〇号 昭和三十四年二月十八日受理
輸出入取引法の一部を改正する法律案
反対に関する請願

請願者 北海道夕張市登川一登川炭礦生活協同組合理事 漆川武志

紹介議員 阿部 竹松君
この請願の趣旨は、第九二九号と同じである。

第一〇〇三号 昭和三十四年二月十九日受理
輸出入取引法の一部を改正する法律案
反対に関する請願

請願者 北海道夕張市遠幌岳見町清水沢炭礦生活協同組合理事 國中忠雄

紹介議員 阿部 竹松君
この請願の趣旨は、第九二九号と同じである。

第九三六号 昭和三十四年二月十四日受理

小売商業特別措置法案の一部修正に関する請願(七通)

請願者 長野県上田市横町四、七二二上小地区福対生活協同組合内 山越岩 雄外六名

紹介議員 羽生 三七君
小売商業特別措置法案によれば、消費者の自主的組織である生活協同組合に対し現金による利用を禁ずる措置命令が行われることになるが、これは小売商業者の根本的な振興対策にならないばかりでなく、消費者の自主的な経済活動を圧迫することになるから、同法案第三条、第四条及び第二十六条を削除し、第十五条三号にかかげる中小小売商以外の者には生活協同組合を含まないことを明示するよう修正せられたとの請願。

第九四二号 昭和三十四年二月十六日受理

小売商業特別措置法案の一部修正に関する請願

請願者 北海道夕張市社光一一夕張炭礦生活協同組合長 藤沢吉郎

紹介議員 阿部 竹松君
この請願の趣旨は、第九三六号と同じである。

第九四三号 昭和三十四年二月十六日受理

小売商業特別措置法案の一部修正に関する請願

請願者 岡山市上石井二八五岡山市医療生活協同組合内 田淵久外三十五名 江田 三郎君

紹介議員 江田 三郎君

この請願の趣旨は、第九三六号と同じである。

第九四四号 昭和三十四年二月十六日受理
小売商業特別措置法案の一部修正に関する請願

請願者 大阪市東成区中道元町二ノ一二一北中生活協同組合理事長 中川清太郎

紹介議員 椿 繁夫君
この請願の趣旨は、第九三六号と同じである。

第九七〇号 昭和三十四年二月十七日受理

小売商業特別措置法案の一部修正に関する請願

請願者 東京都港区芝豊岡町一三京浜生活協同組合理事長 川久保嘉久 重盛 壽治君

紹介議員 重盛 壽治君
この請願の趣旨は、第九三六号と同じである。

第九七一号 昭和三十四年二月十七日受理

小売商業特別措置法案の一部修正に関する請願(十七通)

請願者 長野県更級郡上山田町三、四一八上山田消費生活協同組合長 小平忠三外十六名

紹介議員 棚橋 小虎君
この請願の趣旨は、第九三六号と同じである。

第九九二号 昭和三十四年二月十八日受理

小売商業特別措置法案の一部修正に関する請願

請願者 北海道釧路市春採二四九太平洋炭礦職域生活協同組合理事長 大友太美雄

紹介議員 阿部 竹松君
この請願の趣旨は、第九三六号と同じである。

第一〇〇一号 昭和三十四年二月十九日受理

小売商業特別措置法案の一部修正に関する請願

請願者 北海道阿寒郡阿寒町雄別炭山雄別炭礦消費生活協同組合長 板橋貞

紹介議員 阿部 竹松君
この請願の趣旨は、第九三六号と同じである。

第九八一号 昭和三十四年二月十八日受理

日中貿易再開促進に関する請願

請願者 東京都千代田区丸ノ内三ノ六三菱仲四号ノ二 日本国際貿易促進協会内 山本熊一

紹介議員 一松 定吉君
日中貿易は、昨年五月以降中断されたまま今日に至っているが、日中兩國が善隣友好の精神のもとに、経済交流の促進をはかることは兩國人民の繁栄と幸福をもたらすばかりでなく、世界平和にも大きく寄与するものであり、かつ緊急を要するものであるから、日中関係正常化の方針のもとに、ただちに日中貿易再開のため必要なる具体的措置を講ずるよう決議せられたとの請願。

第九九二号 昭和三十四年二月十八日受理